




様式第 3 号

案 件 名	第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画(案)		
意見等の募集期間	令和3年12月16日(木曜日)から令和4年1月14日(金曜日)まで		
結 果 の 概 要	1 人数 4人		
	2 件数 6件		
	意見等の提出方法		
	提出方法	人 数 (人)	件 数 (件)
	直接持参	1	1
	郵 便	0	0
	ファクシミリ	0	0
	電子メール	3	5
	合 計	4	6
意見募集結果に関する資料	<p> <u>第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画(案)の意見募集結果と市の考え方</u></p> <p>※公表する資料は、下記のお問い合わせ先で閲覧することもできます。</p>		
公 募 時 に 公 表 した 資 料	<p>1  <u>第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画概要版(案)</u></p> <p>2  <u>第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画(案)</u></p> <p>テキスト版資料へ</p> <p>テキスト版資料は、視覚障害のある方などで、音声読み上げソフトを使って閲覧される方のために、図、表、写真等を控えて作成したページです。</p>		
お問い合わせ先	<p>豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所市民部人権交通防犯課人権推進係 電話 0533-89-2149</p> <p>※お問合せの時間は、土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く日の午前8時30分～午後5時15分です。</p>		

テキスト版資料

- 1 第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画概要版(案)
- 2 第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画(案)

第 2 次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画（案）の 意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

項目：重要課題 子どもに関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	日本の学校教育について、義務だけでなく、権利も教えてあげて欲しい。自ら考え行動できる、物事を主体的に考えられる生きる力のある子を育てたい。つまり、一方的に与える教育ではなく、個々を尊重する引き出す教育にしてほしい。	ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	子どもの権利条約を載せて欲しい。全文の掲載が望ましいと思う。	世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、多くの条約が国連で採択されています。本計画案の資料編は、国連で採択された様々な条約の基本となる世界人権宣言や差別を解消することを目的とした人権三法等で構成しております。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

項目：重要課題 刑を終えて出所した人等に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	P. 79 取組の方向の冒頭に、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねて取り組む旨追記していただくことを御検討願います。	本計画案は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができることを目標として、国及び県の行動計画等の枠組みを踏まえて、人権施策の総合的な展開の方向と、重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにすることを目的としています。一方、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」は、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るものとしているため、本計画に兼ねるものではなく、地方再犯防止推進計画の策定については引き続き検討してまいります。
2	「更生保護団体・民間協力者の活動の促進」などという項目を設け、更生保護団体と支援や連携することを追記していただくことを御検討願います。	また「更生保護団体・民間協力者の活動の促進」などという項目につきましても、地方再犯防止推進計画の策定に合わせて検討したいと考えております。

3	P. 79 現状と課題8行目、「再犯防止推進月間」は、「再犯防止啓発月間」が正しいですので、修正願います。	P. 79 現状と課題8行目 「再犯防止啓発月間」に修正します。
---	---	----------------------------------

項目：用語解説に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	P. 88 用語解説 ジェンダーの修正 1行目 社会通念 → 一般的に社会生活慣習の中にある → 慣習上の 2行目 「、」 → 削除 4行目 縛られ → 縛られた上で 5行目 「ジェンダー・フリーといい、」のあとに「これが」を追加 6行目 なっている。 → なっているのが実情である。	P. 88 用語解説 ジェンダー 「生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別のこと。」に修正します。